

日本鉄鋼協会記事

第5回理事会 日時：7月14日(火)午後4・30. 場所：協会々議室. 出席者：塩沢会長ほか16名.

報告事項：Ⅰ. 編集委員会の件. Ⅱ. 企画委員会の件. Ⅲ. 石炭利用技術会議に関する件. Ⅳ. 鉄鋼技術講座および俵先生記念出版に関する件. Ⅴ. 東海支部規則一部改正に関する件. Ⅵ. 印度金属学会よりの招請に関する件.

協議事項：Ⅰ. 鉄鋼標準試料委員会委員長解囑並びに委囑の件—委員長武田喜三君の辞任申出により解囑，池上卓穂君を委員長に委囑のことに決定. Ⅱ. 北海道支部ならびに北陸支部役員異動の件—承認. Ⅲ. 特別資金運営に関する件—運営委員会委員長の報告を承認，報告の通り実施のことに決定. Ⅳ. 秋季講演大会に関する件—秋季大会に際し真空冶金に関する「シンポジウム」の共催ならびに商品展示会共催のことを承認. Ⅴ. 中国四国支部に補助金交付の件—承認. Ⅵ. 日本学術会議候補者推薦の件—来る11月に行われる日本学術会議会員選挙の候補者としてつぎの通り推薦することに決定.

全国区候補者 菊田多利男君，和田亀吉君，岡田 実君

東北地区候補者 的場幸雄君

関東地区候補者 橋口隆吉君

Ⅶ. 塑性加工講演会共催の件—共催方承認. Ⅷ. 毎日学術奨励金および倍成会学術奨励金受領候補者推薦の件—適当な候補者が見当たらないので今回は見送りのこと. Ⅸ. 6月中収支決算の件—承認. Ⅹ. 6月中入退会その他会員異動の件—承認.

第5回編集委員会 日時：7月28日(火)午後4・30. 場所：協会々議室. 出席者：作井理事ほか11名.

報告事項 Ⅰ. 7月号会誌完了並びに8月号会誌完成予定の件. Ⅱ. 技術資料原稿受領の件. Ⅲ. 論文寄稿の回答の件. Ⅳ. 抄録委員委囑諾否の件.

協議事項：Ⅰ. 10月号会誌原稿選定の件—一次回委員会において決定のこと. Ⅱ. 抄録原稿表紙の件. Ⅲ. 抄録ならびに文献略記の件. Ⅳ. 審査用紙の件—以上3件とも原案につき検討審議したるも決定に至らず，次回委員会においてさらに協議のこと. Ⅴ. アブストラクト No.8 口絵選定の件—口絵用として工場，設備等の写真提供方数社に対し依頼すること. Ⅵ. 会誌交換の件—中国科学院図書館より交換依頼は中国科学院科学情報研究所交換誌と重複のため辞退する.

第4回企画委員会 日時：7月21日(火)午後4・30. 場所：協会々議室. 出席者：伊木理事ほか7名.

協議事項：Ⅰ. 俵博士記念事業に関する件. Ⅱ. 維持会員増加に関する件.

鉄鋼技術講座第1巻刊行 鉄鋼技術講座編集委員会(委員長伊藤正夫君)がかねてより鋭意編集に努力した結果，このほど漸く全部が纏まったので，取り敢えずまず第1巻製鉄，製鋼法を刊行することとなり，7月の初めより地人書館から発売することとした. 第2巻鋼材製造法も8月中に発売となる見込み.

“俵国一先生を偲ぶ刊行” かねて本会俵先生記念出版委員会(委員長三島徳七君)の手により，その編集に努めてきた本書はこの程完成，故先生の1周年に当る7月30日まずもつて御仏前に捧げ，なお寄稿者並びに関係者に贈呈した.

北海道支部役員異動 6月22日支部総会を開催，支部役員の一部補充選挙を行ない，つぎの通り決定した.

退任役員 支部長 平世将一君
理事 小野田武夫君，前田元三君
評議員 和田良澄君

補充新任役員 支部長 村田 巖君
理事 横山俊造君，田村純治郎君，森永孝三君
評議員 西成基君，豊田茂君

北陸支部役員異動，事務所移転 支部長理事兼評議員 菊池浩介君の東京転出に伴いつぎの通り役員の変動があつた.

支部長 橋浦彦三君
理事兼評議員 栗山俊治君

また事務所を富山市石金20番地不二越鋼材工業株式会社内に移転した.

東海支部規則改正 役員会ならびに支部総会の決議により，会長の承認を得て支部規則をつぎの通り改正した.

東海支部規則

第1条 当支部は社団法人日本鉄鋼協会東海支部と称す.

第2条 支部事務所はこれを名古屋市に置く.

第3条 東海支部会員は愛知，岐阜，三重，長野，静岡の各県に在住する社団法人日本鉄鋼協会々員とする.

第4条 支部に左の役員を置く.

支部長 1名

支部理事 10名以内

支部幹事 若干名

支部評議員 50名以内

支部評議員は支部正会員の互選を以つてこれを定む。

支部理事は支部評議員の互選を以つてこれを定む。

支部長は支部理事の互選を以つてこれを定む。

支部幹事は支部正会員の中より支部長これを委嘱するものとす。

第5条 支部長は支部を代表しその会務を総括す。

支部長事故あるときは支部理事の1人これを代理す。

第6条 役員の任期は支部総会より翌々年の支部総会までとす、ただし重任を妨げず。

第7条 支部の事業はつぎのごとし。

1 講演会、座談会、研究会の開催

2 見学、視察

3 その他適当と認められる事業

第8条 支部事業を遂行するため支部理事会、支部評議員会ならびに支部総会を開催す。

支部理事会、支部評議員会ならびに支部臨時総会は必要に応じ支部長これを招集す。

第9条 支部の事業年度は毎年3月1日より翌年2月末日とす。

支部総会は毎年3月これを開き諸般の報告および必要なる議事を行なう。

第10条 支部評議員会および支部総会の決議ならびに各年度予算および決算はこれを日本鉄鋼協会々長に報告したの承認を経るを要す。

第11条 支部評議員会および支部総会の議決は出席会員の過半数によるものとする。

支部理事会の議事は出席者過半数の同意により決す。

第12条 支部の経費は支部会費、寄付金および社団法人日本鉄鋼協会の補助金を以つてこれを支弁す。

第13条 本規則を変更せんとする時は支部総会において出席会員過半数の同意と社団法人鉄鋼協会々長の承認を経るを要す。